

静岡文化芸術大学学術リポジトリ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）において運用する静岡文化芸術大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「リポジトリ」とは、本学の教育及び学術研究成果（以下「学術成果」という。）を社会に還元し、もって学術研究及び社会に貢献することを目的として、本学の構成員が作成に関わった学術成果を電子的形態で蓄積、保有し、学内外に無償で発信及び提供するシステムのことをいう。

(管理運営)

第3条 次に掲げるリポジトリの管理運営は、図書館・情報センター(以下「センター」という。)が行う。

- (1) 学術成果のリポジトリへの登録に関する事項
- (2) 登録を希望する者に対する学術成果の著作権等に関する調査の支援に関する事項
- (3) その他、リポジトリの管理運営に関する必要な事項

(委員会)

第4条 リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、図書館・情報センター委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(登録者)

第5条 リポジトリに学術成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍している教職員及び大学院生
- (2) その他、図書館・情報センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

(登録対象となる学術成果の範囲)

第6条 リポジトリに登録する学術成果は、以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 第5条に規定する者が本学在籍中に作成又は作成に関与した学術成果であること
 - (2) 電子的形態で作成又は複製され、ネットワークを通じて配信できるものであること
 - (3) 登録者が登録を希望したものであること
 - (4) 著作権及び知的財産権に係る法令並びに本学の規程等を遵守しているものであること
 - (5) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること
- ア 名誉、プライバシー等の人権に関する事項

- イ 情報セキュリティに関する事項
- ウ 守秘義務に関する事項
- (6) その他、公開することに問題が生じないものであること

(登録手続)

第7条 学術成果のリポジトリへの登録を希望する者は、別に定める登録手続に従い、登録を申し出るものとする。

(登録された学術成果の利用許諾)

第8条 登録者は、センターがリポジトリにおいて行う次に掲げる行為について、無償で許諾を与えるものとする。

- (1) 学術成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を公開（送信）すること
- (3) 保存及び可読性の維持のための複製又は媒体変換を行うこと

(登録された学術成果の著作権)

第9条 学術成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(リポジトリからの削除)

第10条 登録された学術成果の削除は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申し出を行い、センター長が認めた場合
- (2) 委員会が次の理由により削除を決定した場合
 - ア 第6条第1号及び第3号から第5号の要件を満たさないことが明らかであること
 - イ 公序良俗に反すること
 - ウ 盗用又は剽窃によることが明らかであること
 - エ 内容が著しく不適切であること
 - オ その他
- (3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合

(改版の登録及び旧版の削除)

第11条 登録者は、既に登録された学術成果の改版された新しい版を登録することができる。この場合、前条第1号の規定にかかわらず、登録者の判断で旧版を削除することができる。

(免責事項)

第12条 登録された学術成果の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された学術成果を利用することによって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、リポジトリの取扱に関する必要な事項は、委員会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 14 条 この要綱の改廃は、委員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。